

「各種事務事業の取扱い」(その2)

15 商工・労働分科会（企業誘致）

ページ	事務事業 コード	各種事務事業	分類	調整方針案
100	040106	税の免除・助成金	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
101	040101	オフィス・アルカディア事業の推進	現行どおり	現行どおりとする。
102	040102	企業誘致促進事業	現行どおり	現行どおりとする。
103	040104	工場土地資金融資事業	現行どおり	現行どおりとする。
104	040105	工場建設資金融資事業	現行どおり	現行どおりとする。
105	040109	賃貸型事業育成施設管理事業	現行どおり	現行どおりとする。
106	040110	賃貸型企業立地支援事業	現行どおり	現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 9日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
15 商工・労働	04 企業誘致	01 企業立地の推進	06 税の免除・助成金	
長岡市	中之島町	越路町		
<p>1 工場等誘致奨励措置</p> <p>(1) 目的 工場等の誘致を促進するため、奨励措置を行うことにより、その設置を容易にし、もって、地域産業の振興と安定的な雇用の増大を図る。</p> <p>(2) 内容 固定資産税・都市計画税の3年間免除、特別土地保有税の非課税。 ・対象地域 工場等誘致条例で定める誘致地域 ・奨励措置 長岡市工場等誘致条例</p> <p>(3) 条件 投下固定資産額が1億円以上で、常用雇用者数が5人以上の増加</p>	<p>1 工場等設置奨励条例</p> <p>(1) 目的 町に工場等を設置する事業者に対し奨励措置を行うことにより、その設置を容易にし、町の産業の振興、発展及び雇用の安定を図る。</p> <p>(2) 内容 ・操業の翌年から3年間固定資産税の免除 ・特別土地保有税の非課税</p> <p>(3) 条件 ・公害の発生の恐れのないもの ・新設一固定資産の取得価格が3,000万円以上又は従業員数10人以上のもの ・増設一増設に要した固定資産の取得価格が1,500万円以上かつ従業員数が5人以上</p>	<p>1 工場誘致奨励事業</p> <p>(1) 目的 町内に工場を新設し、又は増設する者及び移転を行う者に対して、奨励措置を行うほか便宜を供与することにより、その設置を容易にし、本町産業の振興発展を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 内容 ・奨励措置 町長は、指定対象について操業開始の日の属する年の翌年4月1日から3年間固定資産税を免除する。 ・便宜供与 建設用地の斡旋、町長が必要と認める便宜等。</p> <p>(3) 条件 新設 投下固定資産総額8,000万円を超え、かつ常用雇用者数5人以上 増設 投下固定資産総額5,000万円を超えるもの。 移転 移転に伴う投下固定資産総額8,000万円を超えかつ常用雇用者数2人以上</p> <p>2 農村地域工業等導入促進奨励事業</p> <p>(1) 目的 農村地域工業導入促進法の規定に基づく実施計画により定められた工業等導入地区のうち要件に該当する工場等を新設し、又は増設した者及び移転を行った者に対して奨励措置を行うことにより農村地域への工業等導入の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 内容 事業を開始した日の属する年の翌年4月1日から3年間固定資産税を免除する。</p>		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>1 事業名 工場誘致奨励措置</p> <p>(1) 目的 工場等を設置する企業に対し、奨励措置を行うことにより、その設置を容易にして、町の産業振興並びに雇用の安定を図る。</p> <p>(2) 内容 3ヶ年度に係わる固定資産税を免除。</p> <p>(3) 条件 新設 ・投下固定資産税3000万以上 ・常時雇用者数10人以上 増設 ・投下固定資産税2000万以上 ・増加する常時雇用者数5人以上</p>	<p>1 事業名 工場設置奨励事業</p> <p>(1) 目的 山古志村に工場の新設、増設、移設する者に対し、奨励措置を行うことにより、産業振興を図る。</p> <p>(2) 内容 操業開始日の属する年の翌年から3か年度に係る当該固定資産税の減免。</p>	<p>1 事業名 企業誘致条例(奨励措置)</p> <p>(1) 目的 工場又は事業所の設置を促進するための奨励措置を行う。</p> <p>(2) 内容 3年間、新設又は増設部分に対する固定資産税を免除。</p> <p>(3) 条件 投下固定資産2,100万円以上</p>	<p>各市町村の事情を考慮する必要がある。</p>	<p>当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 9日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
15 商工・労働	04 企業誘致	01 企業立地の推進	01	オフィス・アルカディア事業の推進
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 事業名 長岡オフィス・アルカディア事業の推進 (2) 予算 2,190(千円) (3) 担当課・係 工業振興課 企業立地室 (4) 目的 長岡地方拠点都市地域の業務拠点地区に指定されている「長岡オフィス・アルカディア」を首都圏等からの業務機能の分散の受け皿として企業の研究所等の誘致に努めるなど、知的な産業業務機能の集積を図る。 (5) 内容 事業主体 ・地域振興整備公団 ・長岡市 位置、規模等 ・位置 長岡市西部丘陵地(新陽1・2丁目) ・面積、分譲区画 約11ha 26区画 導入業種 ・研究開発型企業 ・バイオ関連企業 ・医薬 ・医療機器関連企業 ・設計及び企画デザイン関連企業 ・情報通信 ・情報処理関連企業 価 格 ・単 価 約100,000円/坪	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 9日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
15 商工・労働	04 企業誘致	01 企業立地の推進	02 企業誘致促進事業	
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 事業名 企業誘致促進事業 (2) 予算額 13,209(千円) (3) 担当課・係 工業振興課 企業立地室 (4) 目的 長岡オフィス・アルカディアをはじめとする工業団地の中で未分譲のままである区画について、早期分譲を促進する。 (5) 内容 企業誘致専門員の採用 企業誘致サポート会議(産業応援団)の発足 企業訪問活動の実施 【長岡工業導入団地】 ・位置 長岡市中心部から北方約7km (長岡市東高見1丁目) ・区画 1区画 ・面積 500坪 ・単価 約100,000円/坪 【長岡雲出工業団地】 ・位置 長岡市中心部から西方約10km (長岡市西陵町) ・区画 1区画 (約100坪)	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 9日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
15 商工・労働	04 企業誘致	01 企業立地の推進	04 工場土地資金融資事業	
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 事業名 土地取得資金融資 (2) 予算額 259,410(千円) (3) 担当課・係 工業振興課 企業立地室 (4) 目的 長岡市工場等誘致条例に定める「誘致地域」に進出する企業に対して、土地資金の融資を行うことにより、企業の早期立地を支援する。 (5) 内容 融資対象 長岡市工場等誘致条例に定める誘致地域に立地し、次の条件のすべてに該当する工場等を設置するもの。 (誘致地域) ・長岡工業導入団地 ・新産業センター ・南部工業団地 ・雲出工業団地 ・宮下工業団地 ・長岡業務拠点地区 ・北陽産業団地 ・5ヘクタール以上で、市長が認めた地域 (条件) ・用地の規模が1,000平方メートル以上であること。 ・用地の売買契約締結の日から3年以内に工場等の操業を開始されること。 ・当該施設は、公害防止に適正な措置がなされ、周辺等に公害を及ぼすおそれがないこと。 融資額 用地取得費の3分の2に相当する額 融資利率 年1.5% 償還方法 元金均等年賦償還 償還期間 10年以内(据置期間2年以内を含む) 保証人及び担保 金融機関の定めによる	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし	長岡市の他に対象がない。	現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 9日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
15 商工・労働	04 企業誘致	01 企業立地の推進	05 工場建設資金融資事業	
長岡市	中之島町	越路町		
<p>(1) 事業名 建物建設資金融資 (2) 予算額 313,170(千円) (3) 担当課・係 工業振興課 企業立地室 (4) 目的 長岡市工場等誘致条例に定める「誘致地域」に進出する企業に対して、建物資金の融資を行うことにより、企業の早期立地を支援する。 (5) 内容 融資対象 長岡市工場等誘致条例に定める誘致地域に立地し、次の条件のすべてに該当する工場等を設置するもの。 (誘致地域) ・長岡工業導入団地 ・新産業センター ・南部工業団地 ・雲出工業団地 ・宮下工業団地 ・長岡業務拠点地区 ・北陽産業団地 ・5ヘクタール以上で、市長が認めた地域 (条件) ・用地の規模が1,000平方メートル以上であること。 ・用地の売買契約締結の日から3年以内に工場等の操業が開始されること。 ・当該施設は、公害防止に適正な措置がなされ、周辺等に公害を及ぼすおそれがないこと。 融資額 工場等建設費の3分の2に相当する額。ただし、融資限度額は2億円とする。 融資利率 年1.5% 償還方法 元金均等年賦償還 償還期間 10年以内(据置期間2年以内を含む) 保証人及び担保 金融機関の定めによる。</p>	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし	長岡市の他に対象がない。	現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 9日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
15 商工・労働	04 企業誘致	01 企業立地の推進	09 賃貸型事業育成施設管理事業	
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 事業名 公設賃貸型事業育成施設管理事業 (2) 予算額 17,302(千円) (3) 担当課・係 工業振興課 新産業支援係 (4) 目的 新産業の創出やベンチャー企業を育成・支援する公設賃貸型事業育成施設(インキュベータ)の管理運営を行う。 (5) 内容 施設管理嘱託員等の配置 警備・清掃委託等 維持管理業務等	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 9日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
15 商工・労働	04 企業誘致	01 企業立地の推進	10 賃貸型企業立地支援事業	
長岡市	中之島町	越路町		
(1) 事業名 公設賃貸型企業立地支援事業 (2) 予算額 1,482(千円) (3) 担当課・係 工業振興課 新産業支援係 (4) 目的 新産業の創出やベンチャー企業を育成・支援する公設賃貸型事業育成施設(インキュベータ)の入居者を支援する。 (5) 内容 経営や技術分野の複数の専門家による「外部サポート組織」の設置 施設内LANの整備等	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		現行どおりとする。